⑶　受験手数料

ア　試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料5,800円を銀行又は郵便局から一般社団法人全国旅行業協会あてに納入し、平成25年７月８日までの領収日付印のある受領証を受験願書に添付する。

イ　受験手数料は、受理した後は返還しない。

6　試験の一部免除

⑴　社団法人全国旅行業協会が実施した平成24年度若しくは一般社団法人全国旅行業協会が実施した平成25年度国内旅行業務取扱管理者研修の課程を修了した者、又は平成24年度国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者については、４に掲げる試験科目のうち、⑶に掲げる科目について、試験の免除を受けることができる。

⑵　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に、平成24年度若しくは平成25年度国内旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し、又は当該試験の免除を受けることができる旨記載されている平成24年度国内旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

7　受験票の交付　受験願書及び受験手数料の完備した受験申込者に、受験票を交付する。

8　合格者の発表　合格者の発表は、平成25年10月30日（水）（予定）に、一般社団法人全国旅行業協会ホームページで行うとともに、受験者には文書で通知する。

また、一般社団法人全国旅行業協会本部及び同協会の都道府県支部においても発表する。

9　受験願書用紙及び受験案内の交付　受験願書用紙及び受験案内は、一般社団法人全国旅行業協会本部及び同協会の都道府県支部で交付する。

なお、郵送により交付を求める場合は、あて先を明記し、90円切手（１部の場合）を貼った返信用封筒を同封するものとする。また、一般社団法人全国旅行業協会ホームページよりダウンロードする方式によっても交付する。

10　試験事務の代行　この試験の事務は、旅行業法第25条の２第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人　全国旅行業協会

住所　東京都港区虎ノ門四丁目１番20号　田中山ビルディング

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

# 資　料

## ―閣議決定等事項―

（内閣官房）

六月七日（金）

○一般案件

一、新型インフルエンザ等対策政府行動計画について（決定）（内閣官房）

一、知的財産政策に関する基本方針（決定）（内閣官房）

一、科学技術イノベーション総合戦略について（決定）（内閣府本府）

○国会提出案件（抜粋）

一、破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について（決定）（金融庁・財務省）

一、二千十二年の国際労働機関第百一回総会において採択された勧告に関する報告書について（決定）（外務・厚生労働省）

一、「平成二十四年度森林及び林業の動向」及び「平成二十五年度森林及び林業施策」について（決定）（農林水産省）

一、「平成二十四年度ものづくり基盤技術の振興施策」について（決定）（経済産業・文部科学・厚生労働省）

○法律案

一、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（決定）（内閣官房）

# 公　告

## 諸　事　項

### 有権者申出方

元当局所属公証人滿田忠彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成25年６月11日　東京法務局

### 相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人が辞任したので、その相続財産の管理人を次のとおり再選任した。

**平成２３年（家）第７００５号**

福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277－１

申立人　福島県南会津建設事務所長　髙橋　直正

本籍福島県南会津郡下郷町大字中妻字西暮563番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所福島県南会津郡南会津町、死亡年月日平成21年１月20日、出生の場所福島県南会津郡下郷町、出生年月日昭和34年９月４日、職業会社員

被相続人　亡　玉川　宗邦

事務所福島県会津若松市追手町３－16一之丁ビル会津鶴城法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小池　達哉

福島家庭裁判所田島出張所

### 相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**平成２５年（家）第２７７号**

浜松市浜北区小松341番地　髙林司法事務所

申立人　髙林　利次

本籍浜松市中区三組町136番地１、最後の住所浜松市中区三組町136番地の１、死亡の場所浜松市中区、死亡年月日平成24年10月19日、出生の場所静岡県磐田郡井通村、出生年月日昭和５年11月19日、職業無職

被相続人　亡　鈴木　悦子

催告期間満了日　平成25年12月27日

静岡家庭裁判所浜松支部

**平成２５年（家）第２５２号**

京都市中京区丸太町通寺町西入ル　江寿画廊ビル３階　田畑総合法律事務所

申立人　奥村　寛昭

本籍滋賀県東近江市山上町1294番地、最後の住所兵庫県宝塚市売布１丁目９番５号、死亡の場所兵庫県宝塚市、死亡年月日平成24年８月20日、出生の場所京都府京都市左京区、出生年月日昭和８年１月７日、職業不詳

被相続人　亡　端　　玲子

催告期間満了日　平成25年12月31日

神戸家庭裁判所伊丹支部

**平成２５年（家）第１００１号**

兵庫県姫路市大津区天神町１丁目18番地１

申立人　司法書士　柴田　隆次

本籍兵庫県赤穂市御﨑1561番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所兵庫県赤穂市、死亡年月日平成15年10月17日、出生の場所兵庫県赤穂郡新濱村1336番地、出生年月日昭和４年１月７日、職業不詳

被相続人　亡　松下　宏一

催告期間満了日　平成25年12月25日

神戸家庭裁判所姫路支部

### 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

**平成２５年（へ）第１号**

福岡県飯塚市椿607番地の15

申立人　有限会社安藤工務店

代表者代表取締役　安藤　茂徳

権利を争う旨の申述の終期　平成25年９月24日

平成25年５月24日　飯塚簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形　９通

⑴手形番号　ＹＡ64599

金額　32,288円

支払期日　平成25年５月20日

支払地　福岡県飯塚市

支払場所　株式会社福岡銀行飯塚支店

振出日　平成25年１月22日

振出地　福岡県飯塚市

振出人　株式会社坡平産業　代表取締役　坂平忠一

受取人　申立人

最終所持人　申立人